

山形市立小中学校電子黒板導入整備業務
プロポーザル実施要領

山形市教育委員会学校教育課

1 目的

山形市（以下、「本市」という。）では、市立小中学校の普通教室及び特別教室（理科室、音楽室、図工室、技術室）へ電子黒板を導入しており、ICT機器の積極的な活用を通じて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図っている。その取組をさらに進めるため、市立小中学校の体育館と美術室へ電子黒板を導入し、教育環境の向上と多様な学びの実現を目的とする。

本要領は、山形市立小中学校電子黒板導入整備業務を実施するに当たり、公募型のプロポーザル方式による企画提案を募集し、機器費用のみでなく、保守管理、購入時のサポート・キッティング対応、電子黒板の操作研修のサポート対応等を総合的に審査した上で最適な提案を選定し、最優秀提案者（契約候補者）を決定するために必要な事項を定める。

2 業務の内容等

本プロポーザルの業務の内容は、次の（イ）、（ロ）、（ハ）に掲げる物品の導入整備であり、提案は、3つすべての物品に対するものでも、1つまたは複数の物品に限定したものでもよいものとする。

（イ）電子黒板及びディスプレイスタンド一式（山形市立第一小学校 他13校）

①内容

山形市立小中学校 14校（山形市立第一小学校 他13校）への電子黒板及びディスプレイスタンド（75V型 20台）の調達、設置、設定、保守等

詳細は別紙「電子黒板及びディスプレイスタンド（山形市立第一小学校 他13校）基本仕様書」のとおり

②提案上限額

総額 11,456,742円（消費税及び地方消費税を含む。）

③納入期限

令和7年3月31日

④支払い方法

検査後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（ロ）電子黒板及びディスプレイスタンド一式（山形市立第五小学校 他13校）

①内容

山形市立小中学校 14校（山形市立第五小学校 他13校）への電子黒板及びディスプレイスタンド（75V型 21台）の調達、設置、設定、保守等

詳細は別紙「電子黒板及びディスプレイスタンド（山形市立第五小学校 他13校）基本仕様書」のとおり

②提案上限額

総額 12,029,579円（消費税及び地方消費税を含む。）

③納入期限

令和7年3月31日

④支払い方法

検査後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(ハ) 電子黒板及びディスプレイスタンド一式（山形市立東小学校 他20校）

山形市立小中学校21校（山形市立東小学校 他20校）への電子黒板及びディスプレイスタンド（75V型 28台）の調達、設置、設定、保守等

詳細は別紙「電子黒板及びディスプレイスタンド（山形市立東小学校 他20校）基本仕様書」のとおり

②提案上限額

総額 16,039,438円（消費税及び地方消費税を含む。）

③納入期限

令和7年3月31日

④支払い方法

検査後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

※基本仕様書に提示する参考機種以外の電子黒板で本プロポーザルに参加する場合は、基本仕様書「8 電子黒板要件」の仕様をすべて満たす機種を選定し、質問受付期間中に、事前に電子メールにて事務局に連絡し、確認を得ること。

3 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
① プロポーザル実施の公告	令和7年2月10日（月）
② 質問受付	令和7年2月17日（月）午後5時まで
③ 質問に対する回答	令和7年2月19日（水）
④ 参加表明書の提出期限	令和7年2月26日（水）午後5時まで
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和7年2月26日（水）午後5時まで
⑥ 書類審査結果の通知（参加者が5者以上の場合のみ）	令和7年3月3日（月）
⑦ プレゼンテーション審査	令和7年3月5日（水）
⑧ 審査結果の通知・公表	令和7年3月7日（金）
⑨ 契約締結	令和7年3月上旬

4 事務局（提出・問合せ先）

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市教育委員会 学校教育課 ICT 教育推進係

電話：023-641-1212（代表） 内線743

FAX : 023-641-1914

e-mail : gakkyo@city.yamagata-yamagata.lg.jp

5 応募書類の配布

公告の日から令和7年2月26日までの間に、山形市公式ホームページ「公募型プロポーザル」のページからダウンロードすること。

山形市公式ホームページ <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

6 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (2) 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、かつ山形市内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び山形市の市税の滞納がないこと。

7 参加表明手続

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

- (1) 提出書類（提出部数は各1部）
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 法人登記簿謄本又は履歴（全部）事項全部証明書の写し
 - ウ 法人の直近の2事業年度の収支決算書
 - エ 直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

- (2) 提出方法 郵送（簡易書留）又は持参
(持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで)
- (3) 提出期限 令和7年2月26日（水）午後5時必着
- (4) 提出場所 事務局
- (5) 参加資格の確認
「6 参加資格要件」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により不適格である旨を通知し、プロポーザルへの参加を認めない。参加要件不適格通知書は、参加申込から3営業日以内を目安に通知する。

8 質問の受付

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合には、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式第2号）
- (2) 受付期間 公告の日から令和7年2月17日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。
- (4) 回 答 質問又は回答の内容が公開することにより質問者の不利益となると判断したものを除き、事業者名を伏せた上で質問及び回答を市ホームページに掲載する。

9 企画提案書作成要領

次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。企画提案書は、提案する「2 業務の内容等」の（イ）、（ロ）、（ハ）に掲げる物品ごとに作成すること。ただし、各物品に係る提案内容が同一の場合は、1つの企画提案書にまとめても良い。

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書の表紙（様式第3号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- 本実施要領及び基本仕様書において市が求めている要件を踏まえた上で、以下のことについて記載すること。
- （ア） 実施体制・業務実績
- ・本業務実施のための人的・技術的体制、組織体制の確保状況
 - ・緊急時等の連絡・対応体制の状況
 - ・本業務と同種または類似の業務実績の内容
- （イ） 企画提案
- ・電子黒板及びディスプレイスタンドの機種・仕様
 - ・納入スケジュール
 - ・納入後の保守・メンテナンス等

- ・納入後の操作等の研修や問い合わせ対応等
- ・その他教育効果の向上を図るための活用方法等

ウ 見積書及び内訳書（様式第4号）

(2) 提出方法 郵送（簡易書留）又は持参

（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）

(3) 提出期限 令和7年2月26日（水）午後5時必着

(4) 提出場所 事務局

(5) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

※副本には、参加者の商号・名称及びそれらが分かるブランド名やロゴマーク等は一切表示させないこと。

※提出書類（正本・副本それぞれ）のデータ（PDF形式）を入れたCD-R 1枚を添付すること。

(6) その他

ア 企画提案書の用紙規格はA4判（JIS規格）とする。企画提案書の表紙（様式第3号）はA4版縦、それ以外はA4版横とする。

イ 記載内容に過不足がない限り、ファイル形式は問わない。また、文書補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。

ウ 用紙の使用枚数は自由とする。また、カラー印刷も可とする。

エ 企画提案書は、ホチキス等で綴じずにダブルクリップ等で留めること。

オ 「2 業務の内容等」の（イ）、（ロ）、（ハ）に掲げる物品のそれぞれについて、1者につき1提案とし、複数の企画提案書の提出は認めない。

カ 企画提案書の提出期限後の修正、追加、差替え及び再提出は認めない。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （1） 参加資格要件を満たしていない場合
- （2） 提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3） 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- （4） 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11 企画提案者の審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方となる契約候補者を厳正かつ公正に決定するため、山形市立小中学校電子黒板導入整備業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、選定する。なお、審査委員は5名とする。

(2) 公平性の確保

審査の公平性を確保するため、審査においては、審査委員に対し参加者の商号・名称及びそれらが分かるブランド名やロゴマーク等は一切公開せず、匿名での評価を行う。

(3) 書類審査

参加者が5者以上の場合には、プレゼンテーション審査に参加できる者（最大4者）の選考を目的とし、別紙「評価基準表」に基づき、審査委員による書類審査を実施する。

書類審査を実施した場合は、全参加者に対し、選考結果を令和7年3月3日（月）までに電子メールにて通知する。

(4) プrezentation審査

審査委員会において、提案内容をより理解し、公正に選定するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施方法

(ア) プrezentation審査は、事務局の指定する会場で行う。審査順は、参加表明書等の受付順とする。なお、P C、大型モニター、パワーpointerについては会場に事務局で用意する。

(イ) 1者ずつ行い、1者の持ち時間は、提案する「2 業務の内容等」の(イ)、(ロ)、(ハ)に掲げる物品の数に関わらず、説明10分、質疑10分の計20分とする。

(ウ) 1者、最大3名の参加とし、社員証を携帯すること。

(エ) 説明内容は提出のあった「企画提案書」に基づくものとし、追加資料は認めない。

イ 会場及び実施時間等

会場、実施時間については、プレゼンテーション審査前に事務局よりメールにて通知する。

(5) 審査項目及び評価基準

審査委員会において、「2 業務の内容等」の(イ)、(ロ)、(ハ)に掲げる物品ごと別紙「評価基準表」に基づき評価を行う。また、審査内容は非公開とする。

(6) 審査・選定方法

ア 「2 業務の内容等」の(イ)、(ロ)、(ハ)に掲げる物品ごと、各審査委員の評価点の合計得点が最も高かった提案者を、各物品の導入整備業務の第1順位の契約候補者に決定する。合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、企画提案の評価点が高いものを契約候補者とする。

イ 価格項目については、以下の計算式で事務局評価とする。

$$\text{最低提案価格} / \text{当該事業者提案価格} \times 30$$

ウ 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点：500点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点に満たない場合には、事業者は選定しないものとする。

エ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が満点の6割以上となった場合に限り、契約候補者として決定する。

(7) 審査結果の通知

契約候補者を決定したときは、令和7年3月7日までに全ての企画提案者に対し、電子メールにて結果を通知するものとする。文書による結果通知も後日郵送する。

(8) 審査結果の公表

契約候補者を決定したときは、次の事項を山形市公式ホームページ上に結果を掲載するものとする。

- ア 契約候補者名（名称の公表は第一位のみ）
- イ 各契約候補者の評価点数

1.2 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

契約候補者と各物品の導入整備業務及びその仕様書について協議を行い、内容について合意の上、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により各物品ごとに物品売買契約を締結する。

(2) 第1順位の契約候補者と各物品の導入整備業務及びその仕様書についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、次点の者と協議を行う。

1.3 その他

- (1) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式第5号）にて届け出ること。
- (3) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者（提出者）の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 提出された書類は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条の規定に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例第8条に規定する非公開情報を除く。
- (7) 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。
- (8) 契約締結後であっても、本業務において契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、又は契約締結事業者の役員等が贈賄等で逮捕される等社会的影響が大きいと本市が判断した場合は、契約を解除する場合がある。

別紙
評価基準表

審査項目	評価の視点	配点
1 実施体制・業務実績	(1) 本業務を行うにあたり、必要な人的・技術的体制や組織体制が十分に確保されているか。	5
	(2) 急な機器の故障や不具合等が発生した場合の連絡方法や、迅速な対応ができる体制が示されているか。	5
	(3) 過去に本業務と同種または類似の業務を実施した実績があり、安定的に遂行できるだけの経験とノウハウを有しているか。	5
2 企画提案	(1) 電子黒板及びディスプレイスタンド（以下「電子黒板等」という。）が基本仕様書に示した要件を十分に満たしており、より高機能な製品になっているか。	5
	(2) 電子黒板等の納入時期や納入方法が適切に計画されているか。	5
	(3) 納入後の保守・メンテナンス体制や故障時の対応について十分に考慮されており、継続的にサポートできる提案が示されているか。	20
	(4) 納入後の教員や関係者向けの操作等に関する研修や、使用開始後の問い合わせへの対応等に関して、より効果的な提案が示されているか。	15
	(5) 基本仕様書に示す要件以外にも、電子黒板のより有効な活用方策など、教育効果の向上を図るための魅力的な追加提案や付加価値が提示されているか。	10
3 價格	【事務局採点】 最低提案価格／当該事業者提案価格 × 30	30
	合計	100

(様式第1号)

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

(宛て先) 山形市長

申請者

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

下記業務に係る公募型プロポーザルに、次の書類を添えて申し込みます。

なお、参加資格要件を満たしていること及び参加表明に必要な添付書類の内容については、
事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名 山形市立小中学校電子黒板導入整備業務

2 添付書類 (1) 法人登記簿謄本又は履歴（全部）事項全部証明書の写し
(2) 法人の直近の2事業年度の収支決算書
(3) 直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

(担当者) 所属

氏名

TEL

e-mail

(様式第2号)

質問書

(宛て先) 山形市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

質問年月日 令和 年 月 日

業務名	山形市立小中学校電子黒板導入整備業務
質問箇所	質問事項（箇条書き）

※ 電子メール送信後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。

令和 年 月 日

質 疑 回 答 書

様

山形市長 佐 藤 孝 弘
(公印省略)

山形市立小中学校電子黒板導入整備業務のプロポーザルについて、次の項目を回答いたします。

質問事項	回答

(様式第3号)

企画提案書

令和 年 月 日

(宛て先) 山形市長

提出者

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

山形市立小中学校電子黒板導入整備業務について、企画提案書を提出します。

なお、提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

提案	物品名称	電子黒板機種名
	(イ) 電子黒板及びディスプレイスタンド一式（山形市立第一小学校 他13校）	
	(ロ) 電子黒板及びディスプレイスタンド一式（山形市立第五小学校 他13校）	
	(ハ) 電子黒板及びディスプレイスタンド一式（山形市立東小学校 他20校）	

※提案する物品に○をつけ、電子黒板の機種名を記載ください。

提出担当者役職・氏名

連絡先 TEL

e-mail

(様式第4号)

令和 年 月 日

山形市長 あて

住所又は
事業所所在地

事業者名(法人名)

代表者職氏名

見 積 書

山形市立小中学校電子黒板導入整備業務に係る費用について、次のとおり見積りいたします。
なお、内訳書は別に添付します。

1 見積金額 ※提案する物品についてのみ記載

(イ) 電子黒板及びディスプレイスタンド一式(山形市立第一小学校他13校)

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(ロ) 電子黒板及びディスプレイスタンド一式(山形市立第五小学校他13校)

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(ハ) 電子黒板及びディスプレイスタンド一式(山形市立東小学校他20校)

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記の見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含む金額とします。

(様式第5号)

辞 退 届

令和 年 月 日

(宛て先) 山形市長

申請者

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

令和 年 月 日付で山形市立小中学校電子黒板導入整備業務に係るプロポーザルに申し込みましたが、次の理由により申込みを辞退します。

理 由

